

# VDI クラウド for デジタルツイン サービス利用規約

2023 年 1 月 26 日改版

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

## 目次

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 第1章 総則                | - 4 -  |
| 第1条(利用規約の適用)          | - 4 -  |
| 第2条(利用規約の変更)          | - 4 -  |
| 第3条(用語の定義)            | - 4 -  |
| 第4条(サービスの種別)          | - 5 -  |
| 第5条(サービスの提供条件)        | - 5 -  |
| 第6条(第三者への委託)          | - 5 -  |
| 第7条(他社サービスの利用)        | - 5 -  |
| 第8条(サービスの終了)          | - 5 -  |
| 第2章 サービスの申込みと契約       | - 6 -  |
| 第9条(利用契約の成立等)         | - 6 -  |
| 第10条(企業IDの付与)         | - 6 -  |
| 第11条(契約者情報の変更)        | - 7 -  |
| 第12条(契約の承継)           | - 7 -  |
| 第13条(契約の地位の譲渡)        | - 7 -  |
| 第14条(企業IDの利用停止・廃止)    | - 7 -  |
| 第15条(最低利用期間)          | - 7 -  |
| 第16条(保証金)             | - 8 -  |
| 第17条(契約内容の変更)         | - 8 -  |
| 第18条(契約者が行う利用契約の解除)   | - 8 -  |
| 第19条(当社が行う利用契約の解除)    | - 8 -  |
| 第3章 契約者の義務            | - 9 -  |
| 第20条(利用責任者)           | - 9 -  |
| 第21条(アカウント及びパスワードの管理) | - 9 -  |
| 第22条(提供情報の維持)         | - 9 -  |
| 第23条(電子メールによる応答義務)    | - 9 -  |
| 第24条(禁止行為)            | - 9 -  |
| 第4章 サービスの制限           | - 10 - |
| 第25条(非常時の利用の制限)       | - 10 - |
| 第26条(サービスの制限等)        | - 10 - |
| 第27条(提供中止)            | - 11 - |
| 第28条(利用停止)            | - 11 - |
| 第29条(免責)              | - 11 - |
| 第5章 料金等               | - 12 - |
| 第30条(料金)              | - 12 - |

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 第 31 条(料金等の計算方法).....       | - 12 - |
| 第 32 条(料金等の支払義務).....       | - 12 - |
| 第 33 条(料金等の支払方法).....       | - 12 - |
| 第 34 条(割増金).....            | - 12 - |
| 第 35 条(延滞損害金).....          | - 12 - |
| 第 36 条(割増金等の支払方法).....      | - 13 - |
| 第 37 条(消費税等).....           | - 13 - |
| 第 38 条(端数処理).....           | - 13 - |
| 第 39 条(料金の相殺).....          | - 13 - |
| 第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い..... | - 13 - |
| 第 40 条(ソフトウェア等の著作権等).....   | - 13 - |
| 第 41 条(ソフトウェア等の管理).....     | - 13 - |
| 第 42 条(データの取り扱い).....       | - 13 - |
| 第 43 条(データの利用).....         | - 13 - |
| 第 44 条(データの消去).....         | - 14 - |
| 第 7 章 損害賠償.....             | - 14 - |
| 第 45 条(責任の制限).....          | - 14 - |
| 第 46 条(免責).....             | - 14 - |
| 第 8 章 雑則.....               | - 14 - |
| 第 47 条(注意喚起).....           | - 14 - |
| 第 48 条(第三者利用).....          | - 14 - |
| 第 49 条(利用責任).....           | - 14 - |
| 第 50 条(お客さま情報の保護).....      | - 15 - |
| 第 51 条(通信の秘密の非開示).....      | - 15 - |
| 第 52 条(準拠法・管轄裁判所).....      | - 15 - |
| 第 53 条(分離可能性).....          | - 15 - |
| 料金表.....                    | - 16 - |
| 1.初期費用.....                 | - 16 - |
| 2.基本サービス.....               | - 16 - |
| 3.オプションサービス.....            | - 16 - |
| 4.手数料.....                  | - 17 - |

## 第1章 総則

### 第1条(利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)は、VDI クラウド for デジタルツインサービス利用規約(以下「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づき VDI クラウド for デジタルツイン(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

### 第2条(利用規約の変更)

当社は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

### 第3条(用語の定義)

本規約において、次に掲げる用語の意味は次のとおりとします。

| 用語            | 用語の意味   |
|---------------|---|
| 本サービス         | 当社が「VDI クラウド for デジタルツイン」の呼称で提供する、クラウド上にてCPU、ストレージ容量、メモリ容量、vGPU その他のリソースを組み合わせて仮想化された機能を利用者専用として提供するサービス  |
| 利用契約          | 当社から本サービスの提供を受けるための利用規約に基づく契約   |
| 契約者           | 当社との間で利用契約を締結した法人/団体  |
| 利用者           | 契約者の従業員その他の契約者の管理下にある者であって、本サービスを利用する者  |
| サービス利用料       | 本サービスの利用の対価   |
| 構成サービス提供者     | 当社が本サービスを提供するにあたって他社から提供を受ける本サービスの全部又は一部を構成するサービス、アプリケーション等の提供事業者。なお、本サービスを構成するシステムを提供する事業者は、Citrix Systems, Inc.、Nutanix, Inc.、NVIDIA Corporation 及び Microsoft Corporation とします。 |
| 契約者設備         | 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア  |
| 提供サービス用設備     | 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア  |
| カスタマポータルサイト   | 利用契約の申込み、変更及び解約申込み及び本サービスに関する問い合わせを行う管理画面   |
| カスタマポータルアカウント | カスタマポータルサイトを利用するにあたり、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号   |
| カスタマポータルパスワード | カスタマポータルサイトを利用するにあたり、前号で定めるカスタマポータルアカウントと組み合わせて、カスタマポータルサイトにアクセスするために用いられる符号  |
| 企業ID          | 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号  |
| VDI           | Virtual Desktop Infrastructure の略であり、本サービスで提供する仮想デスクトップ機能   |
| ログイン名         | 本サービスの利用に際し、前号の VDI にログインするために画面上に入力する、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号   |
| パスワード         | 本サービスの利用に際し、前号で定めるログイン名と組み合わせて、VDI にログインするために用いられる符号  |
| テナント          | 契約者が利用する VDI の集合単位であって、契約者が1つの利用契約で複数保有することができるもの。  |

#### 第4条(サービスの種別)

当社は、本サービスで提供する基本サービスは次のとおりとします。

- (1) VDI 環境
- (2) ネットワーク
- (3) オプションサービス

2 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

#### 第5条(サービスの提供条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様に定めるとおりとします。

2 本サービスの提供地域は、日本国内とします。

3 本サービスの提供範囲は、次のとおりとします。

(1)共有的なインフラ設備(GPU サーバクラスタ、共有ファイルシステム、ハイパーバイザー等)の運用

(2)契約者へ提供するサーバーの初期導入及びその運用

(3)OS(Windows、Ubuntu)の初期導入

(4)ソフトウェア(Omniverse Nucleus、Launcher)の初期導入

4 本サービスにおいて、OS(Windows、Ubuntu)の運用、OS上にインストールする任意のソフトウェア(3D アプリ等)の初期導入・運用及びソフトウェア(Omniverse Nucleus、Launcher)の運用については、契約者の負担と責任で行うものとします。

5 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器及びソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

6 契約者が契約者設備等に異常がある場合、その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において契約者設備等が原因と判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等がサービス仕様に定める技術基準等に適合していることの検査を行い、その結果の提出を求めることができるものとします。

7 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止及び技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。

#### 第6条(第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの諸手続き(申込、契約内容の変更、契約者情報の変更、債権の入金案内及び解約手続き及び本サービスに関する問い合わせ業務をいいます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により委託する委託先に対し、前項の手続きを委託する上で必要な範囲に限り、契約者又は利用者の情報を開示します。

#### 第7条(他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、構成サービス提供者が提供するサービス又はアプリケーション等(以下「他社サービス」といいます。)を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と構成サービス提供者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約が構成サービス提供者との間で締結されます。

3 契約者は、当社が構成サービス提供者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で構成サービス提供者に通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、構成サービス提供者が定めるとおりとします。

4 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、構成サービス提供者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

#### 第8条(サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含みます。)を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する3ヶ月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する1ヶ月前までに通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、

事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができますものとしします。

5 前 3 項にかかわらず、他社サービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとしします。

6 当社は、第 2 条(利用規約の変更)に基づき行った利用規約の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更又は改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

## 第 2 章 サービスの申込みと契約

### 第 9 条(利用契約の成立等)

本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、利用規約の内容に同意のうえ、カスタマポータルサイトにより、利用契約の申込みを行うものとしします。また、申込者は当社が申込者の個人情報を含む情報を構成サービス提供者に提供することに同意するものとしします。なお、個人情報については利用規約に定めるほか、次の個人情報保護方針に則り取り扱います。

・当社の個人情報保護方針: <https://www.nttpc.co.jp/company/effort/privacy.html>

2 利用契約の申込みは、日本国法に基づき設立された法人であって、法人番号が付与された団体に限ります。ただし、当社が法人と同等であると認めた者は、契約者となることができるものとしします。

3 利用規約の内容に同意した者は、当社が定める申込書に必要事項を記入の上、カスタマポータルアカウント発行の申請を行います。かかる申請があった後、当社は、当社の審査基準に従い審査を行います。審査に通過した場合、カスタマポータルサイトの URL、カスタマポータルアカウント及びそのパスワードを通知します。

4 カスタマポータルアカウントの発行を承諾しない場合、又は利用契約の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

5 当社は、前項のカスタマポータルアカウントを発行するに際し、次の各号の情報(以下「契約者情報」といいます。)を登録します。かかる登録において、申込者に対し、登録内容の確認のため資料提出を求めることができるものとしします。

- (1) 契約者名
- (2) 契約者住所
- (3) 利用責任者名
- (4) 連絡先メールアドレス
- (5) 電話番号
- (6) 請求方法
- (7) その他本サービスの提供に必要な事項

6 申込者は契約者情報が正確であることが、本サービスの申込、本サービスの利用契約の継続のための必須の要件であること及びこれに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び本サービスの利用契約の継続にかかわる重大な要件であることを同意したうえで、本サービスに申込みをします。

7 申込者は 1 つのカスタマポータルアカウントにつき、本サービスの利用契約を 1 契約のみ申し込むことができます。なお、カスタマポータルアカウントは複数発行することができ、申込者はそれぞれのカスタマポータルアカウントからそれぞれ利用契約を申し込むことにより、複数の利用契約を締結することができます。

8 本サービスの利用開始日は、当社が申込者に本サービスの開通案内メールを発信した日とし、利用開始日をもって本サービスの利用契約の締結日とします。当社は、開通案内メールを送信後、カスタマポータルサイトにて以下の情報を提供します。

- (1) 企業 ID
- (2) ログイン名及びそのパスワード
- (3) その他本サービス利用に必要な識別番号

### 第 10 条(企業 ID の付与)

当社は、1 人の契約者に対して 1 つの企業 ID を定めます。

2 当社は、次の場合には企業 ID を付与しない、又は付与した企業 ID の利用を停止することができるものとしします。

- (1) 契約者が過去に当社の提供するサービスにおいて、規約等に違反する行為を行ったことがあるとき
- (2) 契約者情報に虚偽の情報を登録したとき
- (3) 第 9 条第 4 項その他本利用規約に定める当社からの資料提出依頼を拒否したとき
- (4) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

#### 第 11 条(契約者情報の変更)

契約者は、契約者情報に変更があったときは、速やかにカスタマポータルサイトにて登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

#### 第 12 条(契約の承継)

契約者である法人が合併又は会社分割、営業譲渡などにより権利主体が変更になった場合、承継人はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該契約の企業 ID 及びログイン名の利用を停止し、その旨を当該承継人に通知します。当社が停止しなかった場合、承継人は当該契約の企業 ID に紐づくログイン名及びそれに紐づく利用契約にかかる一切の権利・義務を承継するものとします。

#### 第 13 条(契約の地位の譲渡)

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受ける者(以下「譲受者」といいます。)と共に当社に申し込むものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込みにあたり、契約者及び譲受者の本人確認のために資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 契約者は、利用契約の譲渡にあたっては、当社に別紙(料金表)に定める手数料を支払うものとします。

4 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。

5 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に負っている利用契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

6 当社は、譲受者が第 10 条(企業 ID の付与)第 2 項各号に該当する場合若しくは利用契約が第 28 条(利用停止)に該当し、利用停止となっている場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。

7 利用契約から生じる契約上の地位を、本条その他利用規約等に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

#### 第 14 条(企業 ID の利用停止・廃止)

契約者は、当社所定の申し込みにより企業 ID を停止することができます。

2 当社は、契約者に次に掲げる事由があるときは、契約者に通知することなく、企業 ID の利用を停止することができるものとします。

(1)利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2)第 2 章サービスの申込みと契約の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき

(3)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(4)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者よりサービス利用料の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5)収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき

(6)当社が提供する他のサービスで利用規約違反があったとき

(7)当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき

(8)その他、当社が不適切と判断するとき

3 企業 ID が利用停止となり、相当期間その停止原因が解消されない場合には、当社は、契約者に通知することなく、企業 ID を廃止することができるものとします。

4 本条の規定により企業 ID を停止又は廃止したときは、当社は契約者に対し連絡先メールアドレスにその旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

5 本条の規定により企業 ID を停止又は廃止したことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 15 条(最低利用期間)

利用契約の最低利用期間は利用開始日から起算して 1 ヶ月経過後の月の末日までとします。

2 当社はキャンペーン等により前項に定める期間とは異なる最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応するサービス利用料の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期を

することができるものとします。

#### 第 16 条(保証金)

当社は、第 9 条第 3 項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額(将来発生することが合理的に見込まれる額を含みます。)に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後 3 ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第 4 項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

#### 第 17 条(契約内容の変更)

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合、カスタマポータルサイトより変更を申込みものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。

2 変更申し込みにあたっては、第 11 条(契約者情報の変更)の規定を準用します。

3 第 1 項の申込みを承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第 1 項の申込みがあった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込みを承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

#### 第 18 条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の 1 ヶ月前までに解除の申請をカスタマポータルサイトより行います。この場合に、申請があった日から当該申請で解除日とされた日までの期間が 1 ヶ月未満であるときは、解除の効力は当該申請があった日から 1 ヶ月後を解除日とします。

#### 第 19 条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1)第 14 条により企業 ID が利用停止・廃止された場合

(2)第 28 条(利用停止)第 1 項及び第 2 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(3)第 28 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(4)契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5)契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(6)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(7)当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」といいます。)に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中にかかる契約者の一切の債務は、利

用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

### 第3章 契約者の義務

#### 第20条(利用責任者)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先(住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項をいいます。)を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

#### 第21条(アカウント及びパスワードの管理)

契約者は本サービスにて付与する、カスタマポータルアカウント及びそのパスワード、ログイン名及びそのパスワード(以下「ID 及びパスワード等」といいます。)を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 ID 及びパスワード等を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、ID 及びパスワード等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、ID 及びパスワード等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、ID 及びパスワード等の漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にID 及びパスワード等を変更することができるものとします。ID 及びパスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

#### 第22条(提供情報の維持)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

#### 第23条(電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

#### 第24条(禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為

(2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

(3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為

(4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為

(5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

(6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

(7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為

(8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為

(9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為

(10)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為

(11)わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為

(12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為

(13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット

異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為

(14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為

(15)当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為

(16)第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為

(17)当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為

(18)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含みますがそれに限定されません。)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為

(19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(20)第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為

(21)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為

(22)他人の ID 及びパスワード等を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為

(23)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第 1 項第 12 号及び第 13 号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 28 条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。

4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第 28 条(利用停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

#### 第 4 章 サービスの制限

##### 第 25 条(非常時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

##### 第 26 条(サービスの制限等)

当社は、第 25 条(非常時の利用の制限)の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準(1 時間当たりの平均が 200Mbps を超える場合、又は瞬間的に 400Mbps を超える場合をいいます。)を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報(以下「契約者管理データ等」といいます。)が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

6 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができ

きるものとします。

#### 第 27 条(提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1)当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2)当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3)当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき
- (4)構成サービス提供者の都合により本サービスの提供を行うことが困難になったとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第 28 条(利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1)利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2)第 2 章サービスの申込みと契約の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3)当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5)収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (7)当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (8)当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (10)その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、契約者が次の各号に該当する行為をおこなったとき、次の各号に定める措置を行うことができるものとします、また、当該行為を繰り返すときは、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

(1) 電子メールを一時に大量に送信することで、直接又は間接に当社が提供するサービスの円滑な提供に支障が生じ、またそのおそれがあると認められる場合又は第三者の電子メール通信に著しく支障を生じるおそれがある場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。

(2) 本サービスにおいて、契約者のネットワーク内に大量のアクセスがあるサーバーを設置したり、ファイル転送等の帯域を継続的かつ大量に占有するプログラムを常時起動して使用するなどして、本サービスで提供する通信帯域又は通信設備を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずることができるものとします。

(3) 当社のネームサーバー(DNS)に対し、コンピュータ又は通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ(query)を送信し、当社のネームサーバー(DNS)に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ(query)に応答しない措置を当社のネームサーバー(DNS)に講ずることができるものとします。

3 第 1 項及び第 2 項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、契約者が第 1 項及び第 2 項各号に該当したときは、第 1 項及び第 2 項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

#### 第 29 条(免責)

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

## 第 5 章 料金等

### 第 30 条(料金)

契約者は、別紙料金表で定める初期費用、基本サービス、オプションサービス及び手数料の合計額をサービス利用料として支払うものとします。

2 初期費用は、利用開始日以降に支払義務が発生します。

3 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的にサービス利用料を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

### 第 31 条(料金等の計算方法)

当社は、契約者が利用契約に基づき支払う基本サービス、オプションサービスの月額料金(以下「月額料金」といいます。)は、サービス提供月(暦月の初日から当該暦月の末日までの間をいいます。)に従って計算します。

2 本サービスは、末日締めとし、サービス提供月の翌月 20 日を目安に請求書を発行します。

3 当社は、サービス提供月の末日以外の日に利用契約の解除があった場合又は本サービスの利用開始日に利用契約の解除があった場合でも、解除があった月のサービス利用料として 1 ヶ月分の月額料金を請求します。

4 本サービスに関し、契約者が初めて利用契約を締結した場合に限り、利用開始日の属する月の月額料金について、その支払いを要しないものとします。ただし、最低利用期間の経過を待たずに契約者より利用契約の解除の申込みがあった場合はこの限りではありません。

### 第 32 条(料金等の支払義務)

第 28 条(利用停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われたサービス利用料を一切払い戻す義務を負いません。

2 第 28 条(利用停止)の規定以外の事由により本サービスの提供が中止された場合であっても、本サービスを全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じです。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間 毎に日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについてのサービス利用料は、支払を要しません。

3 第 9 条第 3 項の審査の結果、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

### 第 33 条(料金等の支払方法)

契約者は、サービス利用料を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社が指定する期日に支払うものとします。

(1) 口座振替

(2) 請求書払

2 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

3 当社は、第 1 項により定められた支払方法でサービス利用料の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所(法人の場合登記上の住所を含みます。)、連絡先メールアドレス等にサービス利用料を請求できるものとし、契約者は当該請求に従いサービス利用料を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

### 第 34 条(割増金)

当社は、契約者がサービス利用料その他利用契約にかかる債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

### 第 35 条(延滞損害金)

当社は、契約者がサービス利用料その他の利用契約にかかる債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年 14.5%の割合で計算して得た額を

延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

#### 第 36 条(割増金等の支払方法)

第 34 条(割増金)及び第 35 条(延滞損害金)に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第 37 条(消費税等)

契約者が当社に対し利用契約にかかる債務を支払う場合、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)を併せて支払うものとします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動する場合には、改正日以降の消費税等の額は、変動後の税率によって算出する額を支払うものとします。

#### 第 38 条(端数処理)

当社は料金その他の計算で、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第 39 条(料金の相殺)

当社は、返還すべき料金が発生した場合は、それ以後の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することができるものとします。

### 第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

#### 第 40 条(ソフトウェア等の著作権等)

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(以下「提供ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

#### 第 41 条(ソフトウェア等の管理)

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1)契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2)提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3)提供ソフトウェア等の利用に関し、第 40 条(ソフトウェア等の著作権等)の規定を遵守すること

#### 第 42 条(データの取り扱い)

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

5 契約者管理データ等のうち、契約者が作成したコンテンツ・プログラム等の動作により生じた損害に対しても、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。

#### 第 43 条(データの利用)

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとします。

#### 第 44 条(データの消去)

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

### 第 7 章 損害賠償

#### 第 45 条(責任の制限)

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア・ライセンス等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア・ライセンス等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア・ライセンス等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア・ライセンス等以外の機器・ソフトウェア・ライセンス等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア・ライセンス等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前 2 項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約にかかる電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するサービス利用料の合計額(月額上限料金を限度とします。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

#### 第 46 条(免責)

前条(責任の制限)の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、前条(責任の制限)に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

### 第 8 章 雑則

#### 第 47 条(注意喚起)

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等(以下「サイバー攻撃等」といいます。)による異常な通信の発生又はそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者又は公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

#### 第 48 条(第三者利用)

契約者は、当社の事前の承諾なく、本サービスを第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させることはできません。

#### 第 49 条(利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

#### 第 50 条(お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

#### 第 51 条(通信の秘密の非開示)

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

#### 第 52 条(準拠法・管轄裁判所)

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 53 条(分離可能性)

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 料金表

### 1.初期費用

| 品目   | 単位         | 初期料金                        |
|--|------------|-----------------------------|
| 初期構築費用(テナント構築、ネットワーク構築)                          | 新規テナント申込み毎 | 134,800 円<br>(税込 148,280 円) |
| NVIDIA Omniverse Enterprise 初期導入作業<br>※オプションサービス | 新規テナント申込み毎 | 134,800 円<br>(税込 148,280 円) |

### 2.基本サービス

#### (1)VDI 環境

| 品目         | 基本リソース                                   | 単位    | 月額料金                        |
|------------|--|-------|-----------------------------|
| Small プラン  | 4vCPU、メモリ 8GB、ディスク 100GB、<br>2GB vGPU    | 1VM 毎 | 46,000 円<br>(税込 50,600 円)   |
| Medium プラン | 8vCPU、メモリ 16GB、ディスク 200GB、<br>8GB vGPU   | 1VM 毎 | 95,000 円<br>(税込 104,500 円)  |
| Large プラン  | 16vCPU、メモリ 32GB、ディスク<br>200GB、24GB vGPU  | 1VM 毎 | 134,800 円<br>(税込 148,280 円) |
| カスタムプラン    | 個別申込<br>※vGPUは2GB,8GB,24GBからの選択<br>となります | 1VM 毎 | 個別見積                        |

※適用する情報量の単位は、次のとおりとします。

1TB=1,024GB、1GB=1,024MB、1KB=1,000Byte

#### (2)VDI リソース追加

| 品目   | 単位      | 月額料金                    |
|------|---------|-------------------------|
| vCPU | 2vCPU 毎 | 4,200 円<br>(税込 4,620 円) |
| メモリ  | 4GB 毎   | 2,800 円<br>(税込 3,080 円) |
| ディスク | 10GB 毎  | 400 円<br>(税込 440 円)     |

#### (3)ネットワーク

| 品目         | 単位      | 月額料金                      |
|------------|---------|---------------------------|
| インターネット利用費 | 1 テナント毎 | 27,000 円<br>(税込 29,700 円) |
| 閉域接続利用費    | 1 テナント毎 | 27,000 円<br>(税込 29,700 円) |

### 3.オプションサービス

| 品目   | 単位         | 月額料金                      |
|--|------------|---------------------------|
| 共用ファイルサーバー   | 300GB      | 10,200 円<br>(税込 11,220 円) |
|  | 追加 100GB 毎 | 3,400 円<br>(税込 3,740 円)   |
| 1. 共用ファイルサーバーは NVIDIA Omniverse Nucleus と Windows 系サーバーOS 及び Linux (Ubuntu) から<br>選択する事が可能です。<br>2. NVIDIA Omniverse Enterprise ライセンスはお客様にてご用意いただく必要があります。<br>3. 共用ファイルサーバにて Windows 系サーバーOS をご利用の場合、Microsoft Services Provider License |            |                           |

Agreement (SPLA)に基づくライセンス契約が必要となります。Windows 系サーバーOS ライセンス費用は個別見積とさせていただきます。

※ Windows の正式名称は、Microsoft Windows Operating System です。

※ Microsoft、Windows、Windows Serve 又はその他のマイクロソフト製品の名称及び製品名は、Microsoft(その他商標・登録商標名)は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

#### 4.手数料

| 品目           | 単位      | 料金                        |
|--------------|---------|---------------------------|
| VDI アカウント追加  | 1 オーダー毎 | 20,300 円<br>(税込 22,330 円) |
| グループポリシー追加変更 | 1 オーダー毎 | 20,300 円<br>(税込 22,330 円) |
| テナントマスター更新   | 1 オーダー毎 | 20,300 円<br>(税込 22,330 円) |
| テナントマスター追加   | 1 オーダー毎 | 20,300 円<br>(税込 22,330 円) |
| VDI リソース変更   | 1 オーダー毎 | 0 円                       |
| 契約譲渡         | 1 手続き毎  | 個別見積                      |

以上